

## 參考資料



# 大牟田市男女共同参画推進条例

(平成18年1月4日条例第42号)

## 目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 基本的施策等(第9条—第19条)

第3章 苦情等の申出の処理(第20条—第30条)

第4章 大牟田市男女共同参画審議会(第31条)

第5章 雑則(第32条)

付則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた取り組みが、国際的な取り組みと協調しつつ着実に進められてきた。

本市においても、市民との連携の下、男女の平等と人権の尊重に向けた様々な取り組みを行ってきた。

しかしながら、男女平等を実現するための法律や制度は次第に整備されてきたものの、社会の現状を見ると、まだまだ性別による差別的取扱いや政策及び方針の決定過程における男女の参画の格差など、様々な取り組むべき課題が残されており、真の男女平等の実現には、なお一層の努力を必要としている。

また、少子高齢化の進展をはじめとする社会経済情勢の急速な変化に対応し、本市が将来に向かって、豊かで活力ある大牟田を形成していくためにも、男女が互いの身体的特質を理解した上で、人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっている。

このような状況を踏まえ、男女が共に生き生きと暮らせる地域社会をつくるため、市、市民及び事業者が、共通の理解の下、相互の連携協力により、男女共同参画社会を実現することを目指し、ここに、この条例を制定する。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項及び苦情等の申出の処理に関する事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって政治的、経済的、社会的及び文化的利益を均等に享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内を活動の拠点とする者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次の基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性への暴力をはじめとするあらゆる暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担意識等を反映して、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、当該制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職域、学校、地域等の活動に対等に参画できること。
- (5) 男女共同参画の推進は、国際社会における取り組みと密接な関係を有していることを考慮して行われること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進のための取組みを積極的に行うとともに、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画推進施策を実施するための体制を整備するとともに、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画に関する理解を深めるとともに、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動において、基本理念にのっとり男女共同参画の推進に積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、その雇用する男女について、職業生活と家庭生活との両立を支援するため、職場環境を整備するよう努めるものとする。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

(教育に携わる者の責務)

第7条 教育に携わる者は、男女共同参画に関する理解を深めるとともに、基本理念にのっとり男女共同参画の推進に配慮した教育を行うよう努めるものとする。

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第8条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメント(相手の意に反した性的な言動によりその言動を受けた個人の生活環境を害すること、又は性的な言動を受けた個人の対応によりその個人に不利益を与えることをいう。)を行ってはならない。

3 何人も、すべて暴力は人権を侵害する行為であることを認識し、配偶者等の男女間において相手方に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

## 第2章 基本的施策等

(男女共同参画計画)

第9条 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するために、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、男女共同参画計画を策定し、又は変更しようとするときは、市民の意見を反映するために必要な措置を講じるとともに、第31条に規定する大牟田市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、男女共同参画計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(施策の策定に当たっての配慮)

第10条 市は、施策を策定し、及び実施するときは、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(市民及び事業者の理解を深めるための市の措置)

第11条 市は、男女共同参画に関する市民及び事業者の理解を深めるよう、情報の提供、普及啓発その他の必要な措置を講じるものとする。

2 市は、学校教育、社会教育等の教育の分野において、男女共同参画に関する教育及び学習の充実のために必要な措置を講じるものとする。

(家庭生活における活動と他の活動との両立への支援)

第12条 市は、家族を構成する男女が共に、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域等における活動とを両立して行うことができるよう、必要な支援を行うものとする。

(地域活動等における男女共同参画に対する支援)

第13条 市は、地域における団体等の活動において男女共同参画の推進が図られるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(市民及び事業者の活動に対する支援)

第14条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する自主的な活動について、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(自営の分野における男女共同参画に対する支援)

第15条 市は、自営の農林水産業及び商工業の分野において、方針の立案及び決定の場に男女が対等な構成員として参画する機会を確保するため、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(拠点の整備)

第16条 市は、男女共同参画推進施策を実施し、並びに市民及び事業者による男女共同参画の取組みを支援するため、拠点となる施設の整備に努めるものとする。

(政策の立案及び決定過程への男女共同参画)

第17条 市は、政策の立案及び決定過程への男女共同参画を推進するため、法令等により設置された委員並びに委員会、審議会及びこれらに準ずるものの構成員の選任に当たっては、積極的改善措置を講じることにより、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(調査研究)

第18条 市は、男女共同参画の推進に必要な調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第19条 市長は、毎年、男女共同参画推進施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

### 第3章 苦情等の申出の処理

(男女共同参画推進委員)

第20条 次条に規定する苦情及び救済の申出を適切かつ迅速に処理するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、大牟田市男女共同参画推進委員(以下「推進委員」という。)を置く。

2 推進委員の定数は、3人以内とする。ただし、委員の数が2人以上である場合においては、そのすべてが男女いずれか一方の性によって占められてはならない。

3 推進委員は、男女共同参画推進施策に関し優れた識見を有し、社会的信望が厚い者のうちから、市長がこれを委嘱する。

4 推進委員は、国会議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治的団体の役員を兼ねることができない。

5 推進委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

6 推進委員の任期は、通算して6年を超えることができない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(苦情及び救済の申出)

第21条 市民及び事業者は、推進委員に対し、市が行う男女共同参画推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情の申出を行うことができる。

2 何人も、推進委員に対し、市内において生じた性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因となる人権侵害を受けたときは、救済の申出を行うことができる。

(推進委員の処理の対象としない事項)

第22条 前条の規定にかかわらず、苦情及び救済の申出が次の各号に掲げる事項に係るものである場合は、推進委員の処理の対象としない。

(1) 判決、裁決等により確定した事案に関する事項

(2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理が継続中の事案に関する事項

(3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条に規定する紛争の解決の援助の対象となる事項

(4) 国会又は地方公共団体の議会に対して請願が行われている事項

(5) 推進委員が行った苦情及び救済の申出の処理に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、調査することが適当でないと推進委員が認める事項

2 前条第2項の規定による救済の申出は、当該申出に係る人権侵害があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、推進委員が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

3 推進委員は、苦情又は救済の申出が第1項及び前項本文の規定に該当する場合は、理由を付した書面により、遅滞なくその旨を当該申出を行った者に対し、通知しなければならない。

(市に係る苦情等の申出の処理)

第23条 推進委員は、市に係る苦情の申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認める場合は、市の機関に対し、是正又は改善の措置を講じるよう勧告(以下「是正勧告」という。)を行うことができる。

2 推進委員は、市に係る救済の申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認める場合は、関係者に対し、必要な助言その他の支援を行うとともに、救済の申出に係る状況を是正するため、市の機関に対し、是正勧告を行うことができる。

(救済の申出の処理)

第24条 推進委員は、第21条第2項に規定する救済の申出(前条の規定により処理するものを除く。)があったときは、関係者の協力を得た上で必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認める場合は、当該関係者に対し、必要な助言その他の支援を行うとともに、救済の申出に係る状況を是正するため、市長に対し、改善のための要請を行うよう求めることができる。

(市長の要請)

第25条 市長は、前条の求めがあったときは、関係者に対し、改善のための要請を行うことができる。

(調査への協力)

第26条 市は、推進委員が第23条に規定する調査を行う場合は、その調査に協力しなければならない。

2 市民及び事業者は、推進委員が第24条に規定する調査を行う場合は、その調査に協力するよう努めなければならない。

(職務の遂行)

第27条 推進委員は、公平かつ迅速にその職務を遂行しなければならない。

2 推進委員は、独立してその職務を行う。ただし、次の各号に掲げる場合は、推進委員の合議を要する。

- (1) 第22条第1項第6号の規定により調査することが適当でないと認める場合
- (2) 第22条第2項ただし書の規定により正当な理由があると認める場合
- (3) 第23条第1項及び第2項の規定により是正勧告を行う場合
- (4) 第24条の規定により改善の要請を求める場合
- (5) その他苦情及び救済の申出の処理に関し重要な事項について判断する場合

(解職)

第28条 市長は、推進委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他推進委員として著しく不適切な言動があると認められる場合は、解職することができる。

(守秘義務)

第29条 推進委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(関係機関等との連携)

第30条 推進委員は、その職務を行うに当たっては、市、県及び国の関係機関又は民間の関係団体と連携を図るよう努めなければならない。

#### 第4章 大牟田市男女共同参画審議会

(大牟田市男女共同参画審議会)

第31条 次の各号に掲げる事務を行うため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、大牟田市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- (1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議し、及び意見を述べること。
- (2) 男女共同参画計画の策定又は変更について、市長に意見を述べること。
- (3) 男女共同参画計画に基づき市が実施する施策の推進状況について、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項について、市長に意見を述べること。

2 審議会は、委員20人以内で構成し、市長が委嘱する。

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第5章 雑則

(補則)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

# 大牟田市男女共同参画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会の推進を目指す施策を総合的かつ効果的に推進するため、大牟田市男女共同参画推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 男女共同参画社会を推進するための基本方針及び重要事項を審議すること。
- (2) 男女共同参画社会を推進するための基本的な計画の策定及び施策の総合的な推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画社会を推進するために必要な重要事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長をもって充てる。

4 本部長は、推進本部を主宰する。

5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 本部員には、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(推進本部会議)

第4条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、推進本部の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 次の各号に掲げる事務を所掌するため、推進本部に男女共同参画推進本部幹事会(以下「幹事会」という。)を置く。

(1) 男女共同参画社会を推進するための具体的施策の協議及び連絡調整に関すること。

(2) その他男女共同参画社会を推進するために必要な事項に関すること。

2 幹事会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

3 会長は、市民協働部副部長をもって充てる。

4 副会長は、企画総務部副部長をもって充てる。

5 会長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

6 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

7 委員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

8 会長は、必要があると認めるときは、幹事会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 幹事会に、必要に応じて、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の所掌事務、構成及び運営については、幹事会の会議において定める。

(男女共同参画推進責任者)

第7条 各課等における男女共同参画社会に関する施策の推進、啓発等を図るため、各課等に男女共同参画推進責任者(以下「推進責任者」という。)を置く。

2 推進責任者は、各課等の長をもって充てる。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、市民協働部人権・同和・男女共同参画課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成15年9月2日から施行する。

2 大牟田市男女共同参画社会推進会議設置要綱(平成3年2月1日施行)及び大牟田市男女共同参画計画策定会議設置要綱(平成13年5月15日施行)は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。  
 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。  
 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。  
 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。  
 この要綱は、平成28年8月1日から施行する。  
 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。  
 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

教育長
企業管理者
防災・復興担当部長
企画総務部長
庁舎整備・組織改革担当部長
市民部長
市民協働部長
産業経済部長
都市整備部長
環境部長
保健福祉部長
消防本部消防長
企業局長
教育委員会事務局長
市議会事務局長

別表第2(第5条関係)

会計管理者
防災危機管理室長
市民部副部長
産業経済部副部長
都市整備部副部長
環境部副部長
保健福祉部副部長
消防本部次長
企業局総務課長
教育委員会事務局総務課長
市議会事務局次長



# 男女共同参画社会※基本法

[平成十一年六月二十三日号外

法律第七十八号]

発令:平成 11 年 6 月 23 日号外法律第 78 号

最終改正:平成 11 年 12 月 22 日号外法律  
第 160 号

改正内容:平成 11 年 12 月 22 日号外法律  
第 160 号[平成 13 年 1 月 6 日]

## 目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に  
関する基本的施策(第十三条—第二十  
条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二  
十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び

政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(以下略)

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

[平成十三年四月十三日法律第三十一号]  
発令 : 平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号  
最終改正 : 令和 4 年 6 月 17 日号外法律第 68 号  
改正内容 : 令和 4 年 6 月 17 日号外法律第 68 号[令和 4 年 6 月 17 日]

目次  
前文  
第一章 総則(第一条・第二条)  
第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)  
第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条—第五条)  
第三章 被害者の保護(第六条—第九条の二)  
第四章 保護命令(第十条—第二十二條)  
第五章 雑則(第二十三条—第二十八條)  
第五章の二 補則(第二十八條の二)  
第六章 罰則(第二十九条・第三十條)  
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

### (配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度

の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

## 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞(しゆう)恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第

一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防



止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消の原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号

に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあつては、当該関係にあつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則(略)

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

[平成二十七年九月四日号外法律第六十四号]  
発令 : 平成 27 年 9 月 4 日号外法律第 64 号  
最終改正 : 令和 4 年 6 月 17 日号外法律第 68 号  
改正内容 : 令和 4 年 3 月 31 日号外法律第 12 号  
[令和 4 年 10 月 1 日]

## 目次

- 第一章 総則(第一条—第四条)
  - 第二章 基本方針等(第五条・第六条)
  - 第三章 事業主行動計画等
    - 第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)
    - 第二節 一般事業主行動計画(第八条—第十四条)
    - 第三節 特定事業主行動計画(第十五条)
    - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第十六条・第十七条)
  - 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第十八条—第二十五条)
  - 第五章 雑則(第二十六条—第二十八条)
  - 第六章 罰則(第二十九条—第三十四条)
- 附則

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

### (基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活

における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

### (国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

### (事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 基本方針等

### (基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第四百一十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び

第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

#### 一 計画期間

- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勧告して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。



(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

#### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則(略)

## 大牟田市及び国内外の主な動き

年	世界	国・福岡県	大牟田市
1975年 (昭50)	国際婦人年(目標:平等・開発・平和) 「国際婦人年世界会議」開催 (メキシコシティ) (「世界行動計画」採択)	(国) 総理府に 「婦人問題企画推進本部」設置 「婦人問題企画推進会議」設置 「婦人問題担当室」設置	
1976年 (昭51)	「国連婦人の10年」始まる (1985年まで)		
1977年 (昭52)		(国) 「国内行動計画」策定 (国) 「国立婦人教育会館」設置 (国) 「国内行動計画前期重点目標」発表	
1978年 (昭53)		(県) 「婦人関係行政推進会議」設置 (県) 「福岡県婦人問題懇話会」設置	
1979年 (昭54)	第34回国連総会 「女子差別撤廃条約」採択	(県) 「婦人対策室」設置	
1980年 (昭55)	「国連婦人の10年」中間年 世界会議開催(コペンハーゲン) (「女性差別撤廃条約」署名式)	(国) 「女子差別撤廃条約」署名 (県) 婦人問題懇話会「婦人の地位向上に関する提言」提出 (県) 「福岡県行動計画」策定	
1981年 (昭56)	「女子差別撤廃条約」発効	(国) 「国内行動計画後期重点目標」発表	第1回「婦人問題を考える大牟田のつどい」開催
1982年 (昭57)		(国) 女子差別撤廃条約批准に向けて国籍法等国内法制整備準備 (県) 「福岡県行動計画」改訂 (県) 婦人問題懇話会「福岡県行動計画の展開と課題」報告書提出	「婦人担当」を教育委員会社会教育課に設置
1983年 (昭58)	「国連婦人の年10年」1985年世界会議準備委員会		
1984年 (昭59)		(国) 「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」公布(昭60年施行)	
1985年 (昭60)	「国連婦人の10年」最終年世界会議開催(ナイロビ) (「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のため将来戦略」採択)	(国) 「男女雇用機会均等法」公布 (国) 「女子差別撤廃条約」批准・発効 (県) 婦人問題懇話会「婦人の地位向上に関する提言」提出	「婦人問題懇話会」設置 「婦人問題関係行政連絡会」設置
1986年 (昭61)		(国) 「男女雇用機会均等法」施行 (県) 「婦人対策室」が「婦人対策課」へ組織改正 (県) 第2次福岡県行動計画策定	

年	世界	国・福岡県	大牟田市
1987年 (昭62)		(国)「新国内行動計画」策定 (県) 婦人問題懇話会「婦人の地位向上に関する提言」提出	婦人問題懇話会「婦人問題に関する報告と提言」提出 「婦人問題推進委員会(第1期)」設置
1988年 (昭63)		(国)「改正労働基準法」施行	「婦人問題に関する調査報告書」作成
1989年 (平元)		(国) 学習指導要領の改訂(高等学校家庭科の男女必修等)	
1990年 (平2)	国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		「女性問題解決をめざして大牟田市行動計画」策定(3月) 「婦人問題推進委員会(第2期)」設置 「社会福祉部女性少年課」設置
1991年 (平3)		(国)「新国内行動計画」第1次改定策定 (国)「育児休業法」公布 (県) 婦人問題懇話会提言提出 (県)「婦人関係行政推進会議」から「女性行政推進会議」へ、「婦人問題懇話会」から「女性政策懇話会」へ、「婦人対策課」が「女性政策課」へ名称変更	「女性問題を考える大牟田のつどい」 「女性問題推進協議会」設置
1992年 (平4)		(国)「育児休業法」施行	「女性センター」設置(4月) 婦人問題推進委員会「女性問題解決のための提言」提出
1993年 (平5)	世界人権会議(ウーン)第48回国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択		「女性問題推進委員会(第3期)」設置(旧婦人問題推進委員会)
1994年 (平6)	国際人口・開発会議(カロ)	(国) 総理府政令一部改正により総理府に「男女共同参画室」と「男女共同参画審議会」設置	「女性問題を考える大牟田のつどい」記念事業「女性フェスティバル・おおむた」県と共催
1995年 (平7)	世界女性会議(北京)	(国)「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化) (県) 女性政策懇話会提言提出「行動計画策定に向けて」	女性問題推進委員会「女性問題解決のための提言」提出 女と男、ともに語ろう大牟田のつどい(名称変更)
1996年 (平8)		(国)「男女共同参画ビジョン」答申 (国)「男女共同参画2000年プラン」策定 (県)「第3次福岡県行動計画」策定 (県)「福岡県女性総合センター『愛称あすばる』」開館	「大牟田市行動計画(改訂)」策定(3月) 「男女共同参画社会推進委員会(第4期)」設置(旧女性問題推進委員会) 「男女共同参画社会推進会議」設置(旧女性問題推進協議会)
1997年 (平9)		(国)「国立婦人教育会館」の愛称を「ヌエック」に決定 (国)「男女雇用機会均等法」改正	

年	世界	国・福岡県	大牟田市
1998年 (平10)		(県) 初の女性副知事誕生	「男女共同参画社会推進委員会」報告書提出 女性少年課が社会福祉部から市民部へ移管
1999年 (平11)		(国) 「改正男女雇用機会均等法」施行 (国) 「育児・介護休業法」全面施行 (国) 「男女共同参画社会基本法」公布・施行 (県) 「女性副知事サミット」開催	第20回女と男、ともに語ろう 大牟田のつどい(つどい20周年)
2000年 (平12)	国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	(国) 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布 (国) 「男女共同参画基本計画」策定 (県) 「福岡県男女共同参画社会づくり検討委員会」設置	
2001年 (平13)		(国) 内閣府に「男女共同参画会議」「男女共同参画局」「男女共同参画局」設置 (国) 「国立婦人教育会館『ヌエック』」が国立女性教育会館『ヌエック』へ (国) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下、「DV防止法」という。)公布・一部施行 (県) 「女性政策課」が「男女共同参画推進課」へ組織改正 (県) 「女性行政推進会議」が男女共同参画行政推進会議へ名称変更 (県) 「福岡県男女共同参画社会づくり検討委員会」提言 (県) 「福岡県男女共同参画推進条例」公布・施行	「男女共同参画社会推進委員会(第5期)」設置
2002年 (平14)		(国) 「DV防止法」全面施行 (県) 「福岡県男女共同参画審議会」設置 (県) 「福岡県男女共同参画計画」策定	男女共同参画社会推進委員会「大牟田市の男女共同参画計画のあり方について」提言(10月)
2003年 (平15)		(国) 「次世代育成支援対策推進法」公布・一部施行 (県) 「福岡県女性総合センター『あすばる』」を「福岡県男女共同参画センター『あすばる』」へ名称変更	おおむた男女共同参画プラン策定(3月)
2004年 (平16)		(国) 「DV防止法」第1次改正(定義の拡大など) (国) 「改正DV防止法」施行 (国) 「育児・介護休業法」改正(休業制度の拡充)	男女共同参画推進本部設置(9月) 「男女共同参画社会推進委員会(第6期)」設置(6月)

年	世界	国・福岡県	大牟田市
2005年 (平17)	北京+10(第49回国連婦人の地位委員会) (ニューヨーク)	(国)「次世代育成支援対策推進法」全面施行 (国)「改正育児・介護休業法」施行 (国)「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定	男女共同参画社会推進委員会 「市の男女共同参画推進に関する条例に盛り込む基本的事項について」提言(2月) 「男女共同参画推進室」を市民部に新設(8月) 12月議会において大牟田市男女共同参画推進条例が全会賛成により可決(平成18年1月4日公布)
2006年 (平18)		(国)「雇用機会均等法」改正 (県)「第2次男女共同参画基本計画」策定 (県)「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	大牟田市男女共同参画推進条例の施行(4月) 男女共同参画推進委員の委嘱(4月) 第1期男女共同参画審議会発足(9月) 「男女共同参画推進室」を市民部から企画総務部に移管(12月)
2007年 (平19)		(国)「改正男女雇用機会均等法」施行 (国)「DV防止法」第2次改正(保護命令の拡充、市町村についての規定強化など)	男女共同参画審議会答申「審議会等における女性委員登用の推進策について」(5月)
2008年 (平20)		(国)「改正DV防止法」施行	「審議会等の設置運営及び公開に関する要綱」の施行(4月) おおむた男女共同参画プラン(改訂版)策定(3月) 第2期男女共同参画審議会発足(9月) 「審議会等の女性委員の登用アップキャンペーン」の実施(10月)
2009年 (平21)		(国)「育児・介護休業法」改正(短時間勤務制度導入の義務付けなど) (国)女性差別撤廃委員会の最終見解公表	女性人材リスト及びプラネットおおむたの登録者の募集開始(2月)
2010年 (平22)	北京+15(第54回国連婦人の地位委員会) (ニューヨーク)	(国)「改正育児・介護休業法」施行 (国)「男女共同参画基本計画(第3次)」閣議決定	まちづくりアンケートの実施(7月) 市職員の男女共同参画に関する意識調査の実施(12月)
2011年 (平23)		(県)「第2次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 (県)「第3次福岡県男女共同参画計画」策定	第3期男女共同参画審議会発足(3月) 「男女共同参画推進室」を企画総務部から市民部市民協働推進室に移管(4月)

年	世界	国・福岡県	大牟田市
2012年 (平24)		(国)「改正育児・介護休業法」全面施行 (100人以下事業主適用)	機構改革により「男女共同参画推進室」を「人権・同和・男女共同参画課」に課名変更(4月) 市内事業者への男女共同参画に関する意識調査の実施(8月)
2013年 (平25)		(国)「DV防止法」第3次改正(準用による適用対象範囲の拡大など) (国)「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正(婦人相談所等による支援を明記) (国)「改正ストーカー行為等の規制等に関する法律」全面施行	第2次おおむた男女共同参画プラン策定(3月) 第4期男女共同参画審議会発足(4月)
2014年 (平26)		(国)「改正DV防止法」施行	
2015年 (平27)	北京+20(第59回国連婦人の地位委員会) (ニューヨーク)	(国)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布・一部施行 (国)「男女共同参画基本計画(第4次)」閣議決定	第5期男女共同参画審議会発足(4月)
2016年 (平28)		(国)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」全面施行 (国)「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正(職務関係者による配慮等) (県)「第3次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」策定 (県)「第4次福岡県男女共同参画計画」策定 (県)「女性活躍推進室」設置 (県)「福岡県女性の活躍応援協議会」設立	男女共同参画に関する市民意識及び事業所調査の実施(9月) 男女共同参画に関する市職員の意識調査の実施(10月)
2017年 (平29)		(国)「改正ストーカー行為等の規制等に関する法律」全面施行 (国)「改正育児・介護休業法」施行	第7期男女共同参画審議会発足(4月)
2018年 (平30)		(国)「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行	第3次おおむた男女共同参画プラン策定(3月)

年	世 界	国・福岡県	大牟田市
2019 年 (令元)		(国)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正 (国)「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」「労働施策総合推進法」の改正(ハラスメント対策の強化) (国)「DV防止法」改正(DV対応と児童虐待対応との連携の強化など) (県)「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」交付・一部施行	第6期男女共同参画審議会発足(4月)
2020 年 (令2)	北京+25(第64回国連婦人の地位委員会) (ニューヨーク)	(国)「改正DV防止法」施行 (国)「改正男女雇用機会均等法」「改正育児・介護休業法」「改正労働施策総合推進法」の施行 (国)「男女共同参画基本計画(第5次)」閣議決定	
2021 年 (令3)		(国)「ストーカー行為等の規制に関する法律」改正(規制対象行為の拡大等) (国)政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正・施行 (国)「育児・介護休業法」の改正(男性育休の取得促進) (国)「改正ストーカー等の規制等に関する法律」全面施行 (県)「第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」策定 (県)「第5次福岡県男女共同参画計画」策定	第8期男女共同参画審議会発足(4月) 男女共同参画に関する市民意識及び事業所調査の実施(9月) 男女共同参画に関する市職員の意識調査の実施(10月)
2022 年 (令4)		(国)「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布(令6年施行) (国)「AV出演被害防止・救済法」公布・施行	
2023 年 (令5)			第4次おおむた男女共同参画プラン策定(3月)



# 用語解説

50 音順

用語	解説
アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)	誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。
ESD	持続可能な開発のための教育(ESD: Education for Sustainable Development)のこと。
SDGs(持続可能な開発目標)	平成 27(2015)年 9 月に国連で採択された、平成 28(2016)年から令和 12(2030)年までの国際目標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全体の目標として、2030 年を期限とする包括的な 17 の目標(Sustainable Development Goals: SDGs)を設定。ゴール 5 ではジェンダー平等の達成と全ての女性及び女児のエンパワーメントが掲げられており、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものとされている。
エンパワーメント	自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。
家族経営協定	家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全体が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。
キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達を促す教育のこと。 自分が自分として生きるために、「学び続けたい」「働き続けたい」と強く願い、それを実現させていく姿がキャリア教育の目指す子ども・若者の姿である。
固定的性別役割分担意識	性別ではなく個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
ジェンダー(gender)	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や習慣の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。
ジェンダー・ギャップ指数(GGI: Gender Gap Index)	世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済、教育、保健、政治の分野毎のデータから算出される。男女格差を明らかにできる。

用語	解説
事業主行動計画	<p>従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などへの取組み。民間事業主(一般事業主)や国・地方公共団体(特定事業主)に義務付けられた(常時雇用する労働者の数が100人以下の民間事業者については努力義務)。女性活躍推進法施行により、女性の採用・登用・能力開発等のための取組みについての計画の策定も義務付けられた。</p>
女性活躍推進法	<p>働くことを希望する女性が、職業生活においてその個性と能力を十分に発揮して活躍できるよう、国や地方公共団体が必要な施策を策定・実施することに加え、事業主が女性の活躍推進に向けた取組みを自ら実施することを促すための枠組みについて定めた法律。</p>
性的少数者 (セクシュアルマイノリティ)	<p>「同性愛者」「両性愛者」や、出生時に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人など、典型的ではない性的指向(どの性別を性愛の対象とするか)や性自認(自分の性別をどう認識するか)を持つ人々を総称する。</p>
男女共同参画社会	<p>男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会。(男女共同参画社会基本法 第2条)</p>
デートDV	<p>交際相手からの暴力被害のことをいう。中学生や高校生など年齢の低い層でも恋人同士の間で暴力は起こっている。</p>
DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)	<p>配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。 被害者が男性の場合もこの法律の対象となるが、被害者は、多くの場合女性であることから、女性被害者に配慮した内容の前文となっている。</p>
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)	<p>平成6年(1994年)の国際人口/開発会議提唱された概念で、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利」とされている。</p>
ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)	<p>仕事と家庭生活や地域生活、趣味などの私生活を調和させ、その両方を充実させることで、相乗効果を高めようとする考え方やそのための取組のこと。また、それぞれのライフスタイルやライフステージに合わせて働き方を柔軟に選べるよう、働き方を見直すことも含む。</p>

人 権 第 252 号  
令和 4 年 11 月 10 日

大牟田市男女共同参画審議会  
会長 堺 裕 様

大牟田市長 関 好 孝

#### 第 4 次おおむた男女共同参画プラン（案）について（諮問）

大牟田市男女共同参画推進条例（平成 18 年条例第 42 号）第 31 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、第 4 次おおむた男女共同参画プラン（案）について、貴審議会へ諮問します。

#### （諮問理由）

本市ではこれまで、男女共同参画社会基本法の理念に則り制定した大牟田市男女共同参画推進条例に基づき、平成 30 年度から令和 4 年度の 5 年間を計画期間とする第 3 次おおむた男女共同参画プランを策定し、男女が生き生きと暮らすまちの実現に向けて、意識啓発や女性参画促進等に関する諸施策の推進に努めてきたところです。

これまでの取組みを通じて、本市の政策や方針決定過程の場をはじめとした様々な機会において、女性の参画を促進することができたのではないかと考えています。しかし、性別による固定的な役割分担意識の解消やあらゆる分野における女性の活躍推進など、男女共同参画社会の実現へ向けて取り組むべき課題も多く残されています。

この度、このような状況に対応した新たな施策を展開するため、第 4 次おおむた男女共同参画プランの策定を進めてきました。

この内容について、貴審議会のご意見を賜りたく、諮問するものです。

令和 5 年 2 月 17 日

大牟田市長 関 好 孝 殿

大牟田市男女共同参画審議会

会長 堺 裕

#### 第 4 次おおむた男女共同参画プラン（案）について（答申）

令和 4 年 11 月 10 日付人権第 252 号により諮問を受けた標記のことについて、下記のとおり答申します。

#### 記

第 4 次おおむた男女共同参画プラン（案）は、「男女が生き生きと暮らすまちの実現」を目指して、3 つの目標、「あらゆる分野における女性の活躍推進」、「誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現」、「男女がともに生きる社会の実現への意識づくり」を掲げ、目標達成のための各施策が記載されたものであります。

今回、諮問された第 4 次おおむた男女共同参画プラン（案）について、当審議会において慎重に審議した結果、今後の 5 年間における具体的な施策が、体系的に組み立てられており、その内容は概ね妥当なものと認めます。

なお、審議の過程で、各委員から出された意見等については、別紙のとおりであり、プランの推進にあたっては、十分尊重されるよう要望いたします。

(別紙)

## 1. 第3章 プランの内容

目標Ⅲ 男女がともに生きる社会の実現への意識づくり

施策の方向2 学校教育における男女共同参画の推進

インターネット等の利用に起因する犯罪やトラブルに巻き込まれることを防止し、SNS等を安心・安全に利用できるよう啓発に取り組んでほしい。

## 2. 第3章 プランの内容

目標Ⅲ 男女がともに生きる社会の実現への意識づくり

施策の方向3 SDGsの推進と国際交流の促進

男女共同参画のまちづくりに向けて、SDGs（持続可能な開発目標）の目標の1つである「ジェンダー平等の実現」の理解促進に努めてほしい。

## 3. 第5章 プランの推進

効果的な施策の推進を図るために、関係機関との連携を図るよう留意していただきたい。

## 大牟田市男女共同参画審議会での審議状況

年月日	内 容
令和4年 9月2日	○第4次おおむた男女共同参画プラン（仮称）施策体系（案）について
11月10日	○大牟田市長からの諮問 「第4次おおむた男女共同参画プラン（案）について」 ○第4次おおむた男女共同参画プラン（案）について
11月17日 （書面報告）	○第4次おおむた男女共同参画プラン（パブリックコメント案）について
令和5年 2月3日	○市民意見募集（パブリックコメント）の結果について ○第4次おおむた男女共同参画プラン（案）の答申について
2月17日	○大牟田市長へ答申 「第4次おおむた男女共同参画プラン（案）について」

（参考）市民意見募集の結果

○実施期間 令和4年12月15日から令和5年1月13日まで

○意見数 6件

## 大牟田市男女共同参画審議会委員名簿

(令和4年4月1日現在 50音順 敬称略)

氏名	所属	備考
上田祥子	市民公募委員	
江崎君子	おおむた女性会議21	副会長
堺裕	帝京大学	会長
下原小百合	翼の会おおむた	
富崎克巳	大牟田商工会議所	
中村十三香	南筑後農業協同組合女性部	
中村靖子	市民公募委員	
藤木浩二	連合福岡南筑後地域協議会	
武藤桐子	NPO 法人福岡ジェンダー研究所	
諸田浩美	大牟田市内高等学校校長会	





**[裏表紙のシンボルマークについて]**

作品 大藪康代 さん

平成15年度に本市が募集した「男女共同  
参画社会推進のためのシンボルマーク」の  
最優秀作品

男女が手と手を取り合い協力し合い、ともに  
生きていく社会をイメージしています。

## 第4次おおむた男女共同参画プラン

令和5(2023)年3月 発行

大牟田市 市民協働部 人権・同和・男女共同参画課  
〒836-0862 大牟田市原山町13番地3 中央地区公民館内

電話 0944-41-2611

FAX 0944-41-2869

Eメール [e-zinkendowadanzyo@city.omuta.fukuoka.jp](mailto:e-zinkendowadanzyo@city.omuta.fukuoka.jp)

